

令和 8 年度 公の施設等運営状況報告書
(県所有施設)

港湾課 (土木部)

令和 8 年 6 月 10 日 (水)

○施設名 茨城港大洗港区の港湾環境整備施設（港中央公園（中央地区）及び大洗海浜公園（大洗マリーナ地区））

1 現状

(1) 施設の概要

○ 港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）に基づき、休息地として整備された緑地施設であり、港湾利用者の利便に供するための施設である。

名称	茨城港大洗港区の中央地区の港湾環境整備施設 （港中央公園）	茨城港大洗港区の大洗マリーナ地区の港湾環境整備 施設（大洗海浜公園）
所在地	東茨城郡大洗町港中央 8	東茨城郡大洗町港中央
開業年月	昭和 63 年度	昭和 63 年度
施設概要	敷地面積：10,000 m ² 主要建物：ステージ（築年度：H13 年度、構造： コンクリート、延床面積：359 m ² ） 駐車場（築年度：H1 年度、構造：ダスト舗装、CO 舗装、延床面積：1,619 m ² ）	施設敷地 72,256.67 m ² 、 ・多目的広場（大）11,500 m ² （小）2,500 m ² ・駐車場（大）10,400 m ² （小）5,000 m ² ・休憩所 1 棟 160 m ² ・植栽 12,600 m ² ・遊歩道、築山、日陰棚、シャワー、便所、更衣室
設置理由	港湾における休息地として整備された緑地施設であり、港湾利用者の利便に供するための施設である。	
設置の根拠法令等	港湾法	
事業内容	施設の維持管理	
定員	—	—
利用料金	無償	・駐車場収入 大型 3,000 円/日、普通 1,000 円/日 （期間については告示） ・駐車台数：750 台

(2) 管理手法 ※令和8年4月1日時点

<港中央公園>

- 管理運営は直営で実施し、施設管理については1人体制（常勤1人：茨城港湾事務所大洗港区事業所職員）となっている。
- 平成18年度から令和2年度までは指定管理者による管理運営を実施。

<大洗海浜公園>

- 平成18年度から指定管理者制度を導入している。

指定管理者	大洗町
指定管理期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日（1年間）
従事者数	1人（常勤1人）

(3) 利用状況

- 常時開放している緑地施設であり、港湾利用者や地域住民に利用されている。
- さらに、隣接する観光施設（大洗マリンタワー、海水浴場等）と連携したイベントにも利用されている。

(4) 運営状況
 < 港中央公園 >

【歳出の推移】

(単位：千円)

年度	歳出計	歳出の内訳		
		人件費	維持管理費	その他
H28	4,666	999	3,667	0
H29	4,290	879	3,411	0
H30	4,052	994	3,058	0
R 1	4,052	934	3,118	0
R 2	4,033	928	3,105	0
R 3	7,976	400	7,576	0
R 4	7,591	400	7,191	0
R 5	8,021	400	7,621	0
R 6	10,507	400	10,107	0
R 7	10,764	400	10,364	0
平均	6,595	673	5,922	0

【参考】
使用料等収入
—
—
—
—
—
—
—
—
—
—
—

※平成 27 年度から令和 2 年度まで：指定管理者による管理運営
 令和 3 年度から現在：県が直営で管理運営
 ※直近 10 年間の大規模修繕（10,000 千円以上の修繕）の実績なし

<大洗海浜公園>

○ 指定管理料（県支出）は年間約 17 百万円。利用料収入（駐車場収入）が約 4 百万円あり、不足分を指定管理者（大洗町）が支出している。

【収支の推移】

（単位：千円）

年度	歳入計 (A)				歳出計 (B)				収支 (A-B)	【参考】 県実施の 修繕費
	指定 管理料	利用料 収入	その他 (大洗町自 主財源)		人件費	維持 管理費	その他			
H28	26,581	15,812	2,368	8,401	26,581	898	25,186	497	0	0
H29	24,795	14,592	1,876	8,327	24,795	947	23,362	486	0	0
H30	26,858	15,432	2,229	9,197	26,858	947	25,295	616	0	0
R 1	26,628	15,842	2,196	8,590	26,628	936	25,197	495	0	0
R 2	25,816	16,080	2,351	7,385	25,816	936	24,385	495	0	0
R 3	25,108	15,818	1,254	8,036	25,108	943	23,670	495	0	0
R 4	26,244	16,128	5,392	4,724	26,244	943	24,797	504	0	0
R 5	27,163	16,128	4,605	6,430	27,163	940	25,728	495	0	0
R 6	28,562	15,438	5,517	7,607	28,562	870	27,197	495	0	0
R 7	28,424	17,662	4,421	6,341	28,424	974	26,955	495	0	0
平均	26,618	15,893	3,221	7,504	26,618	933	25,177	507	0	0

※ 直近 10 年間の大規模修繕（10,000 千円以上の修繕）の実績なし

(5) 周辺エリア、類似施設等の状況

○ 周辺エリアの動向

- ・おしゃれで洗練されたリゾートを目指す「ひたちなか大洗リゾート構想」に基づき、地元市町や関係団体と連携を図り、観光消費額の向上や地域のブランディング等に取り組んでいる。令和4年度から、当構想の取組の一環で「カジキ釣り国際大会」を開催している。
- ・令和2年度にアクアワールド茨城県大洗水族館の運営について、民間出身の館長を起用、当構想の具現化の取組として令和5年度に大洗マリーナを民間譲渡と、公共施設における民間活力の導入を推進している。

○ 他県の類似施設の状況

< 港中央公園 >

- 隣接県の港中央公園 (1.0ha) と同規模緑地施設については、直営管理が主流である。
 - ・千葉県 木更津港 内港公園 (1.6ha)、中の島公園 (2.8ha)
 - ・福島県 小名浜港 松下公園 (1.4ha)、みなと公園 (1.3ha)
 - 〃 相馬港 5号ふ頭緑地公園 (2.6ha)、笠岩公園 (0.6ha)

< 大洗海浜公園 >

- 隣接県の大洗海浜公園 (7.2ha) と同規模緑地施設については、指定管理が主流である。
 - ・千葉県 千葉港 袖ヶ浦海浜公園 (8.9ha)
 - 木更津港 潮浜公園 (6.9ha)

2 課題

- 両施設 (港中央公園、大洗海浜公園) とともに供用から約 35 年が経過し、トイレや休憩所等が老朽化している。今後の維持管理費用や修繕費用の増加が見込まれる。

3 対応方針

区分	今後の取組方針（案）	今回報告	前回報告
①	現状維持（現行の管理手法等での施設運営の合理化等）	○（大洗海浜公園）	○（大洗海浜公園）
②	施設のあり方検討（サウンディング調査の実施、外部委員会の開催等）	○（港中央公園）	○（港中央公園）
③	民間活力導入による運営改善（施設リニューアル等）		—
④	他団体への譲渡・譲与（民間、市町村等）		—
⑤	廃止・休止・統合		—

【方針】

- 大洗海浜公園については、現行での施設運営の合理化を図り、施設の老朽化への対策を実施していく。
- 港中央公園については、大洗マリンタワーを所管する営業戦略部とも連携を図りながら、地元の意向を踏まえ、今後のあり方について検討を行う。

【理由】

- 港湾緑地は港湾利用者や地域住民の休息のための施設であるため、維持管理を着実にを行いながら、地元の意向を踏まえ、今後の施設のあり方について検討を行う。

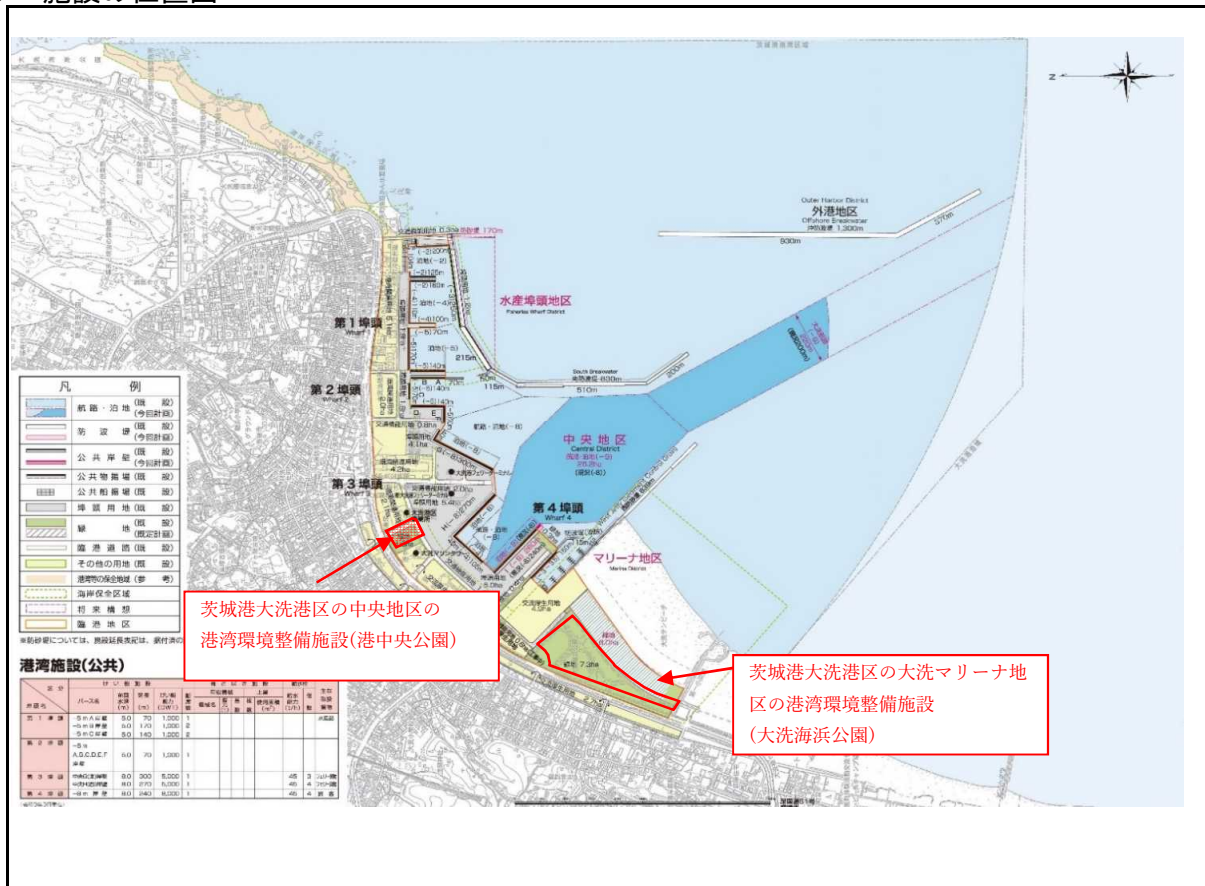
4 周辺の影響とその対応

- 今後のあり方を検討するにあたって、地元を含め関係者等への説明など十分に配慮しながら進めていく。

5 対応に向けた今後の予定

- 大洗海浜公園は、国補事業を有効に活用しながら、老朽化した施設の更新を計画的に実施していくとともに、維持管理の負担軽減や利便性向上を図るため、今後のあり方について、指定管理者である大洗町と協議を進める。なお、今年度、指定管理者の選定手続きを行う予定である。
- 港中央公園は、営業戦略部及び大洗町と連携を図りながら、周辺地域との一体的な活用を含め引き続き検討する。

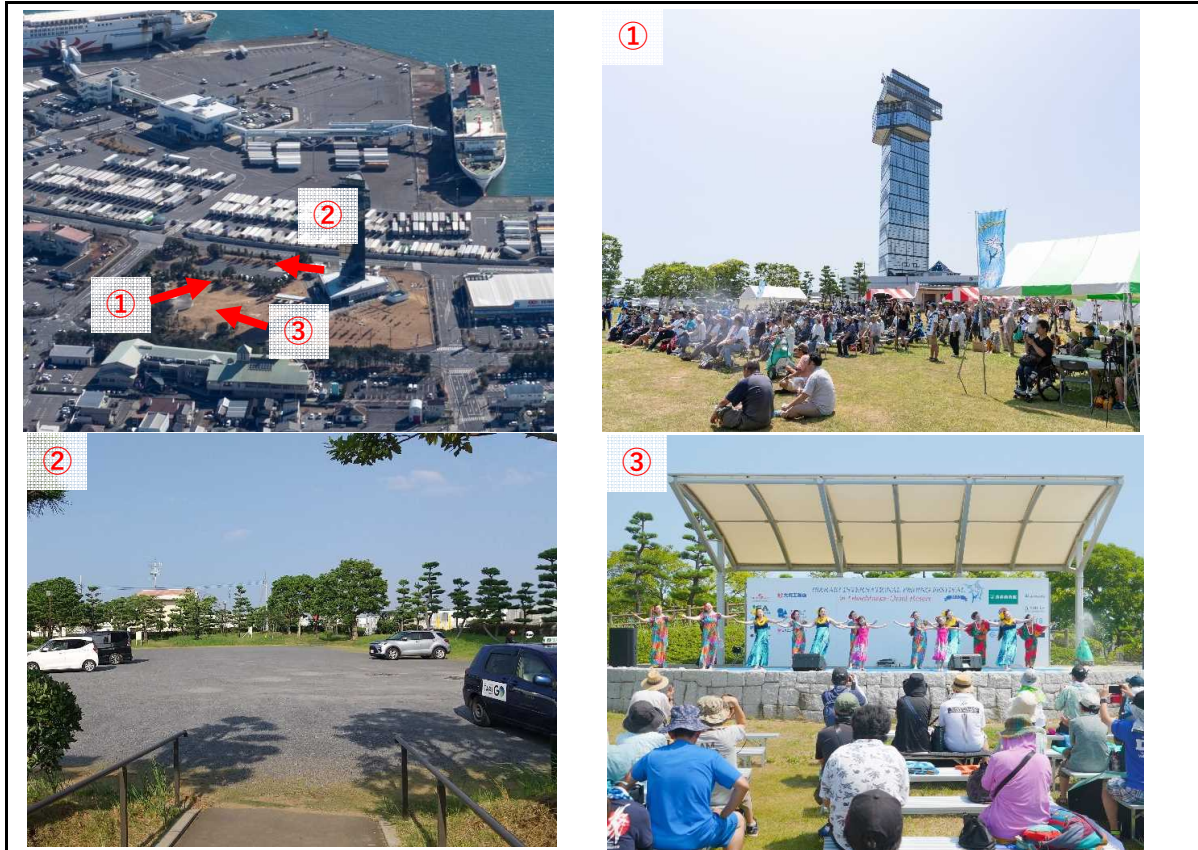
1 施設の位置図



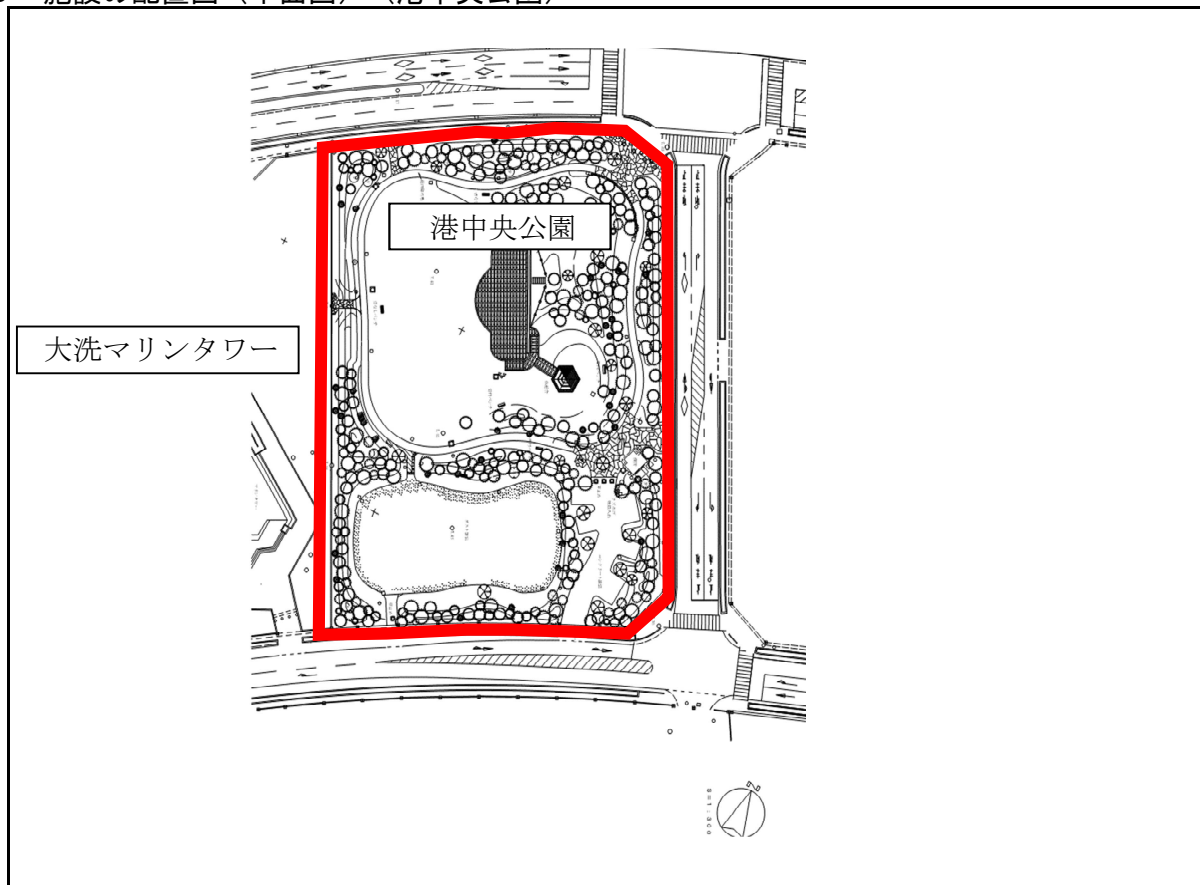
茨城港大洗港区の中央地区の
港湾環境整備施設(港中央公園)

茨城港大洗港区の大洗マリーナ地
区の港湾環境整備施設
(大洗海浜公園)

2 施設の写真（港中央公園）



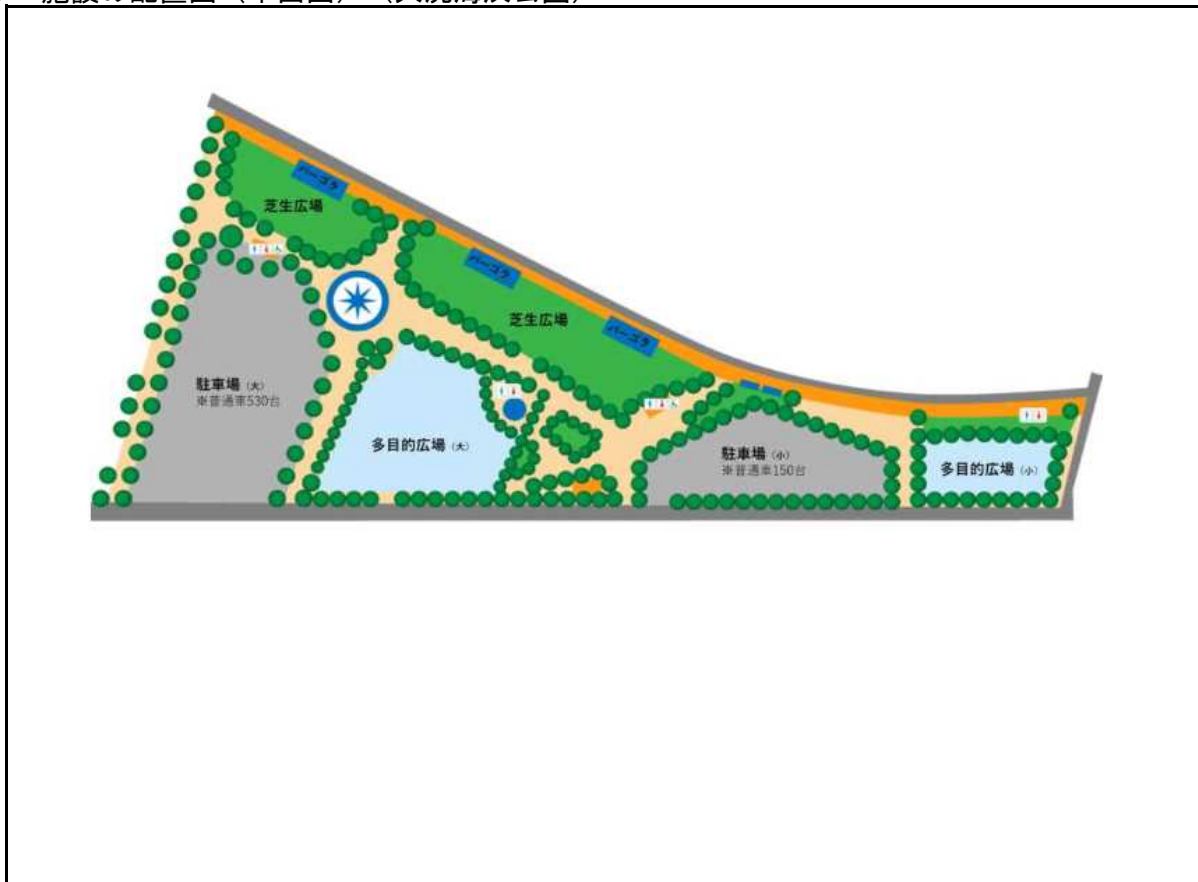
3 施設の配置図（平面図）（港中央公園）



4 施設の写真（大洗海浜公園）



5 施設の配置図（平面図）（大洗海浜公園）



令和 8 年度 公の施設等運営状況報告書
(県所有施設)

港湾課 (土木部)

令和 8 年 6 月 10 日 (水)

○施設名 茨城港（常陸那珂港区、日立港区、大洗港区）及び鹿島港公共埠頭並びに土浦港

1 現状

(1) 施設の概要

- 茨城港及び鹿島港公共埠頭は、港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）に基づき、輸入・輸出・移入・移出を行うにあたり、不特定多数の荷主企業や船会社等の港湾荷役に必要な施設として整備された。

- 土浦港は、同じく港湾法に基づき整備された施設であり、砂利採取及び浚渫土砂の搬出のために整備された新港地区と、ヨット、プレジャーボート等のレジャー港として整備された川口地区から構成されている。

施設名	茨城港 公共埠頭			鹿島港 公共埠頭	土浦港
	常陸那珂港区	日立港区	大洗港区		
所在地	ひたちなか市長砂、 那珂郡東海村照沼	日立市久慈町、みなと 町、留町	東茨城郡大洗町港中 央、磯浜町	神栖市深芝浜、奥野 谷、鹿嶋市新浜、居 切	土浦市川口
開業年月	平成 10 年 12 月	昭和 34 年 10 月	昭和 45 年 6 月	昭和 44 年 6 月	平成 2 年 3 月
施設概要	施設敷地 85.7ha 南ふ頭地区、中央 ふ頭地区、北ふ頭地 区埠頭用地	施設敷地 45.2ha 第 1 ふ頭地区、第 2 ふ頭地区、第 3 ふ頭地 区、第 4 ふ頭地区、第 5 ふ頭地区埠頭用地	施設敷地 20.5ha 第 1 埠頭、第 2 埠 頭、第 3 埠頭、第 4 埠 頭 埠頭用地	施設敷地 90.4ha 外港公共埠頭、深 芝公共埠頭、南公共 埠頭、北公共埠頭 埠頭用地	施設敷地 32.6ha 物揚場（川口地 区）、野積場（新港地 区）
設置理由	首都圏及び北関東 地域の海上輸送基 地、建設機械や完成 自動車の輸出拠点、 災害時における緊 急物資輸送基地と して整備。	茨城県北部の工業地 帯における原材料や 工業製品の海上輸送 拠点、北海道との生鮮 食品等の国内流通拠 点、完成自動車の輸出 入拠点として整備。	漁業関係者、移入・移 出を行う不特定多数 の荷主企業やフェリ ーやクルーズを運航 する船会社等の港湾 荷役及び乗船旅客等 に必要な施設として 整備。	鹿島臨海工業地帯 や首都圏で取り扱 う原材料や製品の 海上輸送基地とし て整備。	昭和 60 年の筑波研 究学園都市地区で開 催した国際科学博覧 会との関連で、土浦 駅東口周辺の整備が 必要になったこと に加え、霞ヶ浦開発事 業に土浦港も含まれ ていたことから、再 開発により整備。
設置の根拠法令等	港湾法				
事業内容	港の維持管理、使用許可等				
利用料金	茨城県港湾施設管理条例等に基づき使用料を徴収 (例：岸壁・物揚場使用料 6.75 円～9.9 円／トン、荷さばき地使用料 4.4 円～6.6 円／㎡ プレジャーボート用泊地 58,680 円～112,560 円／1 隻 1 年 等)				

(2) 管理手法 ※令和8年4月1日時点

- 管理運営は全て直営で実施し、施設管理については19人体制（常勤19人：港湾課経営管理グループ、茨城港湾事務所職員及び鹿島港湾事務所職員、土浦土木事務所職員）となっている。岸壁等の利用調整や航路のパトロール等の業務を委託している。（茨城港：株式会社茨城ポートオーソリティ、鹿島港：鹿島埠頭株式会社、土浦港：株式会社ラクスマリーナ）。
- 茨城港及び鹿島港は港湾法第2条第2項に規定する重要港湾（海上輸送網の拠点となる港湾その他の国の利害に重大な関係を有する港湾）に、土浦港は同項の地方港湾（地域内の海上交通拠点）に定められており、港湾管理者としてその役割の公益性、重要性、影響の広域性に鑑み、県において適切な管理運営を行っている。

(3) 利用状況

<茨城港及び鹿島港>

- 令和7年の当該2港湾の取扱貨物量は速報値で85,319千トンであり、ピーク時である令和元年の89.1%となっている。

【取扱貨物量の推移】

(単位：千トン)

年	ピーク	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7 (速報値)	R7/ピーク
常陸那珂 港区	16,351 (R4)	11,729	13,634	13,806	12,846	14,156	15,224	16,351	15,784	15,049	14,973	91.6%
日立港区	8,570 (R5)	6,527	6,613	6,265	6,787	7,394	7,402	5,593	8,570	8,402	7,667	89.5%
大洗港区	15,369 (R4)	12,462	13,912	13,902	14,537	14,174	14,676	15,369	14,417	14,694	14,882	96.8%
鹿島港	66,593 (H25)	63,600	60,194	59,731	61,626	48,501	56,617	54,774	56,066	54,056	47,797	71.8%
計	95,796 (R1)	94,318	94,353	93,703	95,796	84,225	93,918	92,087	94,838	92,201	85,319	89.1%

<土浦港>

○ 川口地区は、主にプレジャーボート係留者が使用。新港地区は、工事船を係留するために使用。

【プレジャーボート係留数の推移】

(単位：隻)

年度	ピーク	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 7/ ピーク
許可船舶数	143 (R 7)	122	126	128	127	122	130	115	115	116	143	100%

(4) 運営状況

○ 歳出については、電気料高騰や施設の老朽化等に伴い、維持管理費が増加傾向にある。

【歳出の推移】

(単位：千円)

年度	歳出計	歳出の内訳			【参考】 使用料等収入
		人件費	維持管理費	その他	
H28	1,392,997	173,248	1,044,913	174,836	1,398,703
H29	1,661,819	184,178	1,310,438	167,203	1,568,047
H30	1,670,818	181,333	1,284,165	205,320	1,877,087
R 1	1,724,838	180,148	1,314,470	230,220	1,827,799
R 2	1,684,125	151,627	1,264,593	267,905	1,625,586
R 3	1,712,628	136,907	1,361,782	213,939	1,675,430
R 4	1,736,952	132,463	1,375,284	229,205	1,801,706
R 5	1,900,070	120,022	1,480,049	299,999	1,800,229
R 6	2,009,985	123,330	1,517,782	368,873	1,752,927
R 7	2,012,079	127,144	1,473,767	411,168	1,821,931
平均	1,750,631	151,040	1,342,724	256,867	1,714,945

【大規模修繕の推移】（10,000千円以上の修繕を記載）

○ 港湾施設の維持管理に必要な灯浮標交換工事やガントリークレーン修繕工事等を実施している。

（単位：千円）

年度	修繕実績額	修繕内容
H28	127,580	（常陸那珂港区）ガントリークレーン2号機機械室内更新工事 41,634、トランスファークレーン3号機電気品室機器更新工事 17,128、トランスファークレーン4号機電気品室機器更新工事 13,090、航路許可標識入替整備工事 18,144 （鹿島港）航路灯浮標交換撤去工事 15,984、南公共埠頭多目的クレーン工事・北公共埠頭ガントリークレーン工事 21,600
H29	128,844	（常陸那珂港区）トランスファークレーン4号機電気品室機器更新工事 27,648、トランスファークレーン電気品室機器製作工事 13,068、灯浮標入替整備工事 20,369 （鹿島港）北海浜1・2号ブイ浅瀬ブイ交換工事 25,920、南公共埠頭多目的クレーン工事・北公共埠頭ガントリークレーン工事 11,988、公共緑地除草工事 18,414、港湾施設修繕工事 11,437
H30	170,025	（常陸那珂港区）トランスファークレーン4号機電気品室機器据付工事 25,780、北ふ頭外貿Cバース防舷材復旧工事 10,476、灯浮標入替整備工事 18,900 （鹿島港）航路灯浮標交換工事 38,210、南公共埠頭多目的クレーン工事・北公共埠頭ガントリークレーン工事 33,480、公共緑地除草工事 16,816、新浜緑地グラウンド整備工事 13,230、北埠頭コンテナゲート屋根改修工事 13,133
R1	197,057	（常陸那珂港区）ガントリークレーン1号機走行トラック更新工事 38,940、北ふ頭外貿Bバース防舷材復旧工事 22,911、航路許可標識補修工事 17,074 （鹿島港）航路灯浮標交換工事 31,320、南公共埠頭地区除草工事 10,252、南公共埠頭多目的クレーン工事・北公共埠頭ガントリークレーン工事 62,700、北公共埠頭コンテナヤード舗装工事 13,860
R2	225,324	（常陸那珂港区）ガントリークレーンエレベータ更新工事 23,210、北ふ頭外貿防舷材復旧工事 16,304、航路許可標識（灯浮標）入替整備工事 20,348 （日立港区）第2埠頭防舷材取替工事 13,992、第4埠頭防舷材取替工事 10,153、第2号・第4号許可標識整備工事 16,302 （鹿島港）航路灯浮標交換工事 30,800、公共緑地除草工事 17,215、南公共埠頭多目的クレーン工事 14,322、北公共埠頭ガントリークレーン工事 62,678
R3	177,880	（常陸那珂港区）南ふ頭フェンス製作・設置工事 11,858、航路許可標識入替整備工事 21,120 （日立港区）第5埠頭防舷材取替工事 24,507、第5ふ頭水門修繕工事 12,606 （鹿島港）航路灯浮標交換工事 26,455、公共緑地除草工事 18,634、南公共埠頭多目的クレーン工事 31,099、北公共埠頭ガントリークレーン工事 31,601

年度	修繕実績額	修繕内容
R 4	192, 357	(常陸那珂港区) 北埠頭 B 岸壁防舷材設置工事 16, 500、航路標識の塗装整備工事 24, 607、ソーラスフェンス工事 14, 047、ガントリークレーンケーブルリール更新工事 58, 993 (日立港区) 第 2 号・第 5 号許可灯浮標整備工事 10, 846 (鹿島港) 公共緑地除草工事 18, 799、南公共埠頭舗装工事 15, 675、航路灯浮標交換工事 32, 890
R 5	248, 465	(常陸那珂港区) 航路許可標識入替整備工事 20, 086、ガントリークレーン修繕工事 20, 460、B 岸壁防舷材工事 26, 884 (大洗港区) 航路許可標識入替整備工事 10, 095、可動橋油圧配管等修繕工事 30, 250 (鹿島港) 公共緑地除草工事 20, 790、ガントリークレーン修繕工事 119, 900
R 6	322, 290	(常陸那珂港区) 北ふ頭地区内貿シャーシヤード舗装工事 16, 445、中央ふ頭地区内貿シャーシヤード舗装工事 14, 553、航路灯浮標整備及び部品交換工事 10, 930 (日立港区) 第 2 号・第 4 号許可灯浮標整備工事 30, 470、植栽管理工事 21, 274、第 4 埠頭用地舗装修繕工事 10, 978 (大洗港区) H 岸壁防舷材工事 41, 618、可動橋修繕工事 24, 750、埠頭緑地等植栽管理工事 21, 395、05 灯浮標入替整備工事 16, 423 (鹿島港) 航路灯浮標交換工事 66, 220、北公共埠頭クレーン工事 26, 950、公共緑地除草工事 20, 284
R 7	358, 952	(常陸那珂港区) 灯浮標入替整備工事 21, 993、航路許可標識入替整備工事 28, 677 (日立港区) なぎさ公園フェンス工事 34, 034、植栽管理工事 18, 546、第 3 号・第 6 号許可灯浮標整備工事 11, 506 (大洗港区) 第 3 ふ頭西岸壁付帯設備更新工事 35, 379、灯浮標等入替工事 35, 068、埠頭緑地等植栽管理工事 21, 175、航路浚渫工事 11, 387 (鹿島港) 航路灯浮標交換工事 37, 501、北公共埠頭ガントリークレーン予防修繕工事 34, 100、第 2 船溜まり水中土砂掘削工事 27, 874、第 1 号灯浮標修繕工事 23, 056、公共緑地除草工事 18, 656
計	2, 148, 774	

(5) 周辺エリア、類似施設等の状況

- 近隣重要港湾等の公共埠頭については、直営管理で実施している。
(東京港、千葉港、小名浜港、相馬港、川崎港等)
- 近隣地方港湾については、港の特性を踏まえ、指定管理又は直営管理で実施している。
(館山港(千葉県)、新島港(東京都)等は直営管理で実施)

2 課題

- 国内外の物流拠点として、港湾利用者のニーズを踏まえるとともに、災害発生時の緊急物資の輸送拠点として、中立的な立場で適切に運営・管理をしていく必要がある。
- 施設の老朽化や設備の経年劣化により、今後の維持管理費用や修繕費用の増加が見込まれる。

3 対応方針

区分	今後の取組方針（案）	今回報告	前回報告
①	現状維持（現行の管理手法等での施設運営の合理化等）	○ （茨城港及び 鹿島港公共埠頭）	○ （茨城港及び 鹿島港公共埠頭）
②	施設のあり方検討（サウンディング調査の実施、外部委員会の開催等）	○ （土浦港）	○ （土浦港）
③	民間活力導入による運営改善（施設リニューアル等）		—
④	他団体への譲渡・譲与（民間、市町村等）		—
⑤	廃止・休止・統合		—

【方針】

- 茨城港及び鹿島港については、現行での施設運営により合理化を図る。
- 土浦港については、昨年度実施した民間事業者の公募結果を踏まえ、引き続き施設のあり方検討を行っていく。

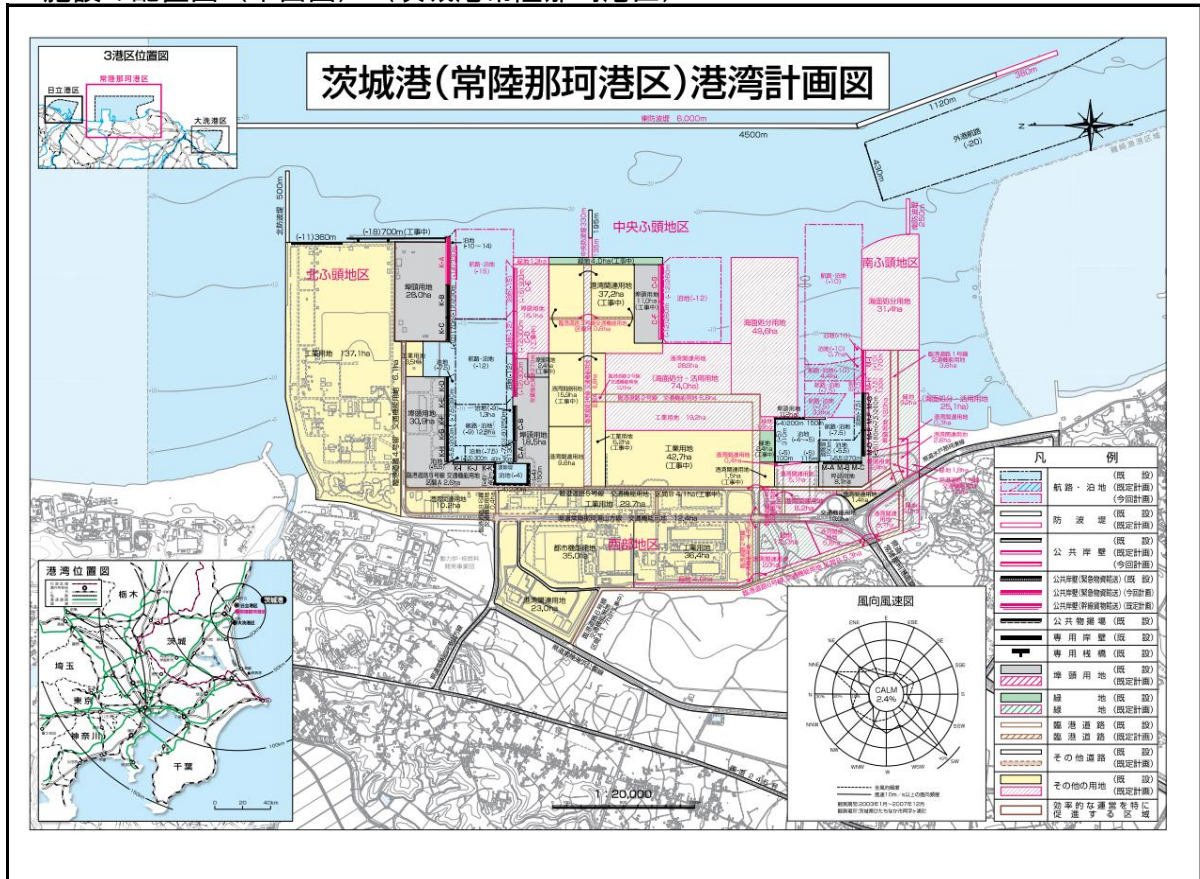
【理由】

- 茨城港及び鹿島港は港湾法第2条第2項の重要港湾に定められていることから、その役割の公益性、重要性、影響の広域性に鑑み、引き続き県において適切な運営を継続していく必要がある。
- また、現在の施設を効率的に活用していくとともに、国補事業を有効に活用しながら、施設の老朽化や設備の経年劣化への対策にも取り組んでいく。
- 土浦港は港湾法第2条第2項の地方港湾に定められているものの、特定の利用者のみ限定されていること、将来的に施設の大規模修繕が見込まれることから、新たなにぎわい創出を求める地元市の意向も踏まえ、引続き施設のあり方を検討する。

2 施設の写真（茨城港常陸那珂港区）



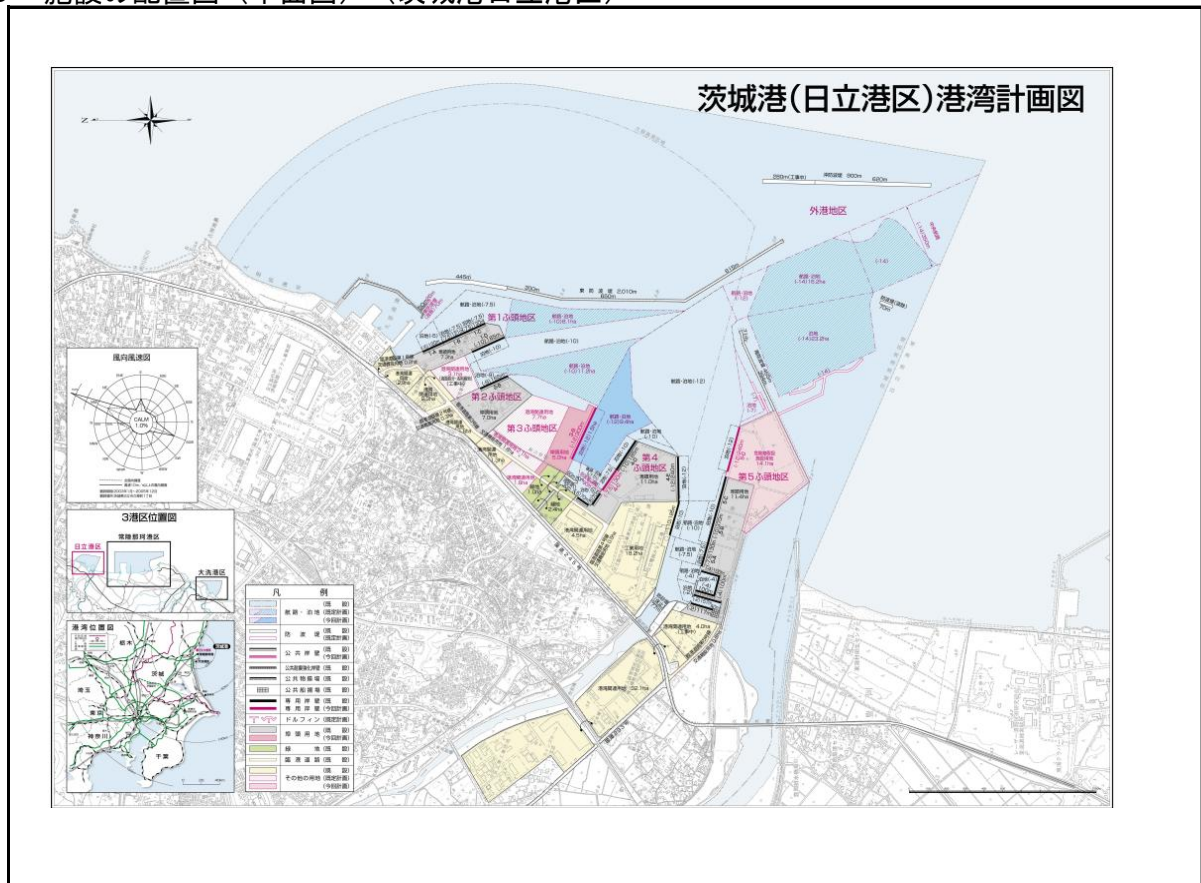
3 施設の配置図（平面図）（茨城港常陸那珂港区）



4 施設の写真（茨城港日立港区）



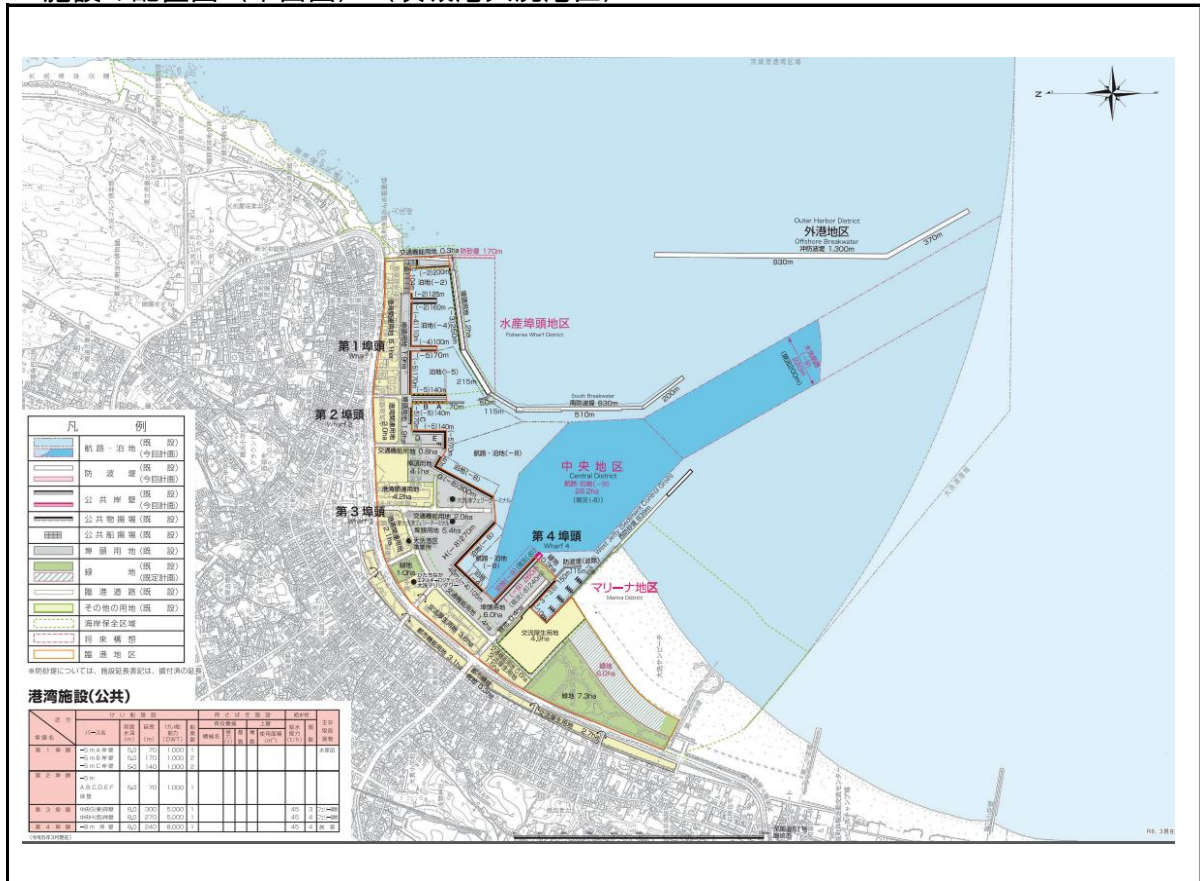
5 施設の配置図（平面図）（茨城港日立港区）



6 施設の写真（茨城港大洗港区）



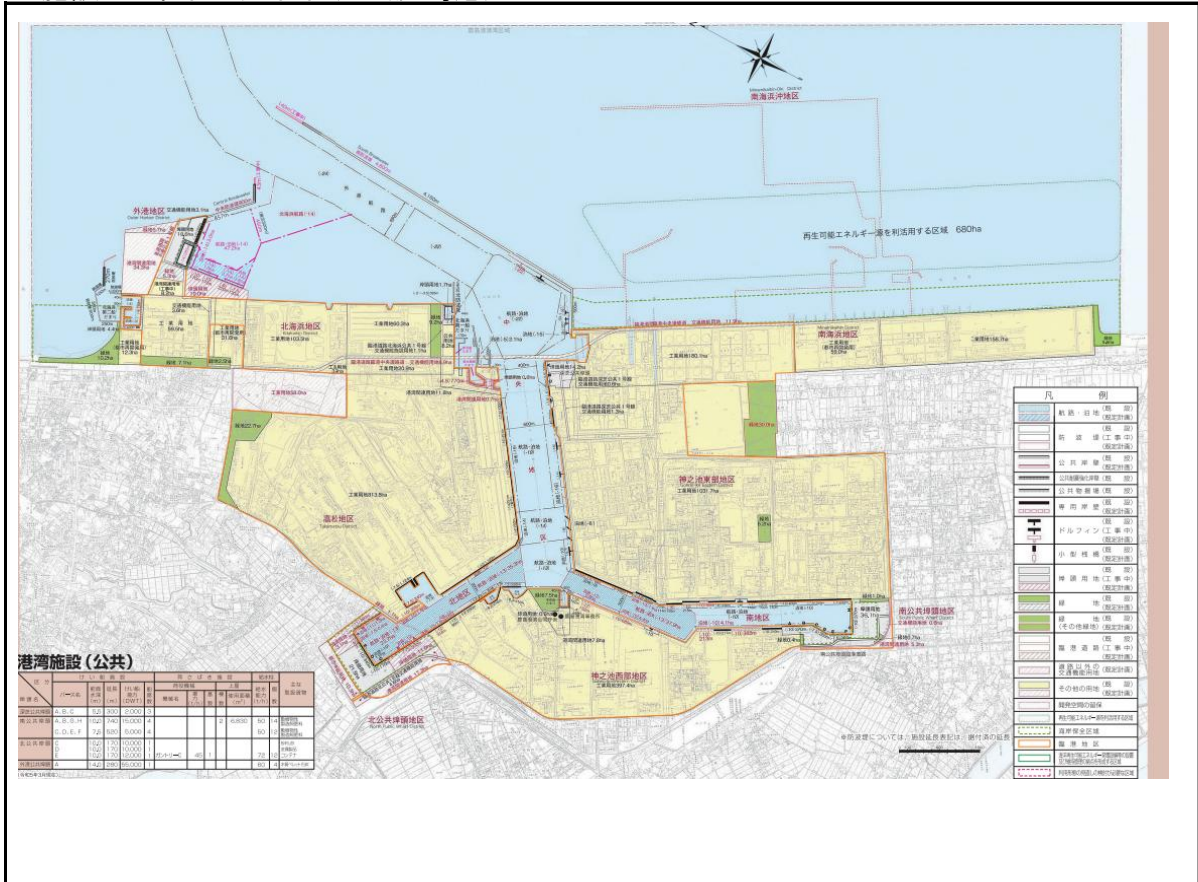
7 施設の配置図（平面図）（茨城港大洗港区）



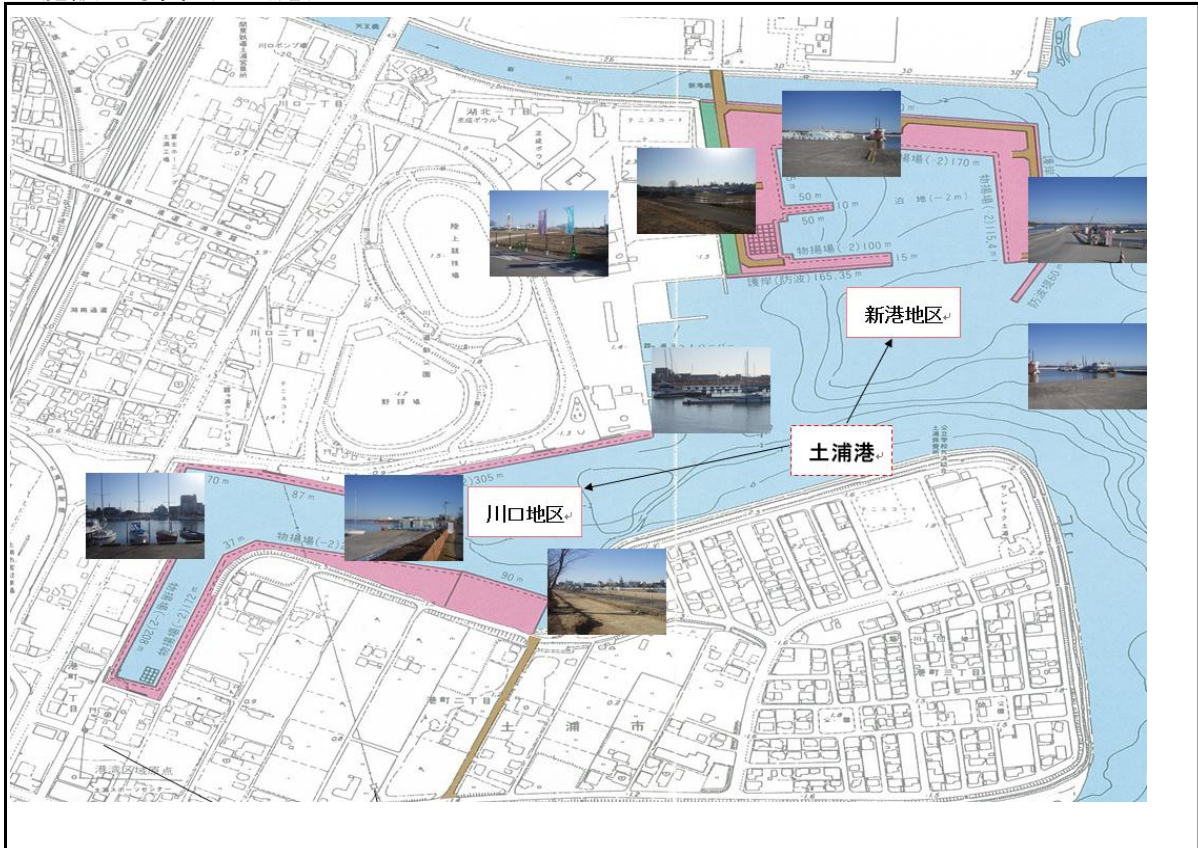
8 施設の写真（鹿島港）



9 施設の配置図（平面図）（鹿島港）



2 施設の写真（土浦港）



3 施設の配置図（平面図）（土浦港）

